

動物用医薬品

ポリペプチド系抗生物質製剤
要指示医薬品 指定医薬品 使用基準

コリスチン20「KS」
(コリスチン硫酸塩準散)

【本質の説明又は製造方法】
本剤は、コリスチン硫酸塩を有効成分とした飼料添加剤です。コリスチン硫酸塩は、*Bacillus polymyxa*の培養により産生されるポリペプチド系の抗生物質で、主として大腸菌やサルモネラ等のグラム陰性菌に抗菌力を有します。難吸収性のため、経口投与してもほとんど吸収されずに消化管内でのみ作用します。

【成分及び分量】

本品1g中	
有効成分	含 量
コリスチン硫酸塩	20mg (力価)

【効能又は効果】
有効菌種
大腸菌、サルモネラ、カンピロバクター

適応症
豚：第一次選択薬が無効の場合の細菌性下痢症

【用法及び用量】
飼料1t 当たりコリスチンとして下記の量を均一に混じて経口投与する。
豚(4ヵ月齢を超える豚を除く.):40～200 g (力価)
〔本剤として2～10 kg〕

投薬開始後3日以内に治療効果を確認し、効果がみられない場合には獣医師の判断に基づき薬剤の変更等を行うこと。

【使用上の注意】
(基本的事項)

1. 守らなければならないこと
(一般的注意)
- ・ 本剤は、要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。

・ 本剤は、効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。

・ 本剤は、定められた用法・用量を厳守すること。なお、用法・用量に定められた期間以内の投与であってもそれを反復する投与は避けること。

・ 本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物（豚）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。
豚(生後4 月を超えるものを除く.):
食用に供するためにと殺する前3日間

(使用者に対する注意)

・ 飼料等に混合する際は、保護メガネ、マスク、手袋、作業着等を着用し、粉じん等を吸い込まないように注意すること。

(取扱い及び廃棄のための注意)

・ 使用期限が過ぎたものは使用しないこと。

・ 小児の手の届かないところに保管すること。

・ 本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けること。

・ 誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。

・ 使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。

・ 本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2. 使用に際して気を付けること
- (使用者に対する注意)

・ 誤って本剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。

・ 皮膚等に付着した場合は直ちに水洗いすること。

(豚に関する注意)

・ 副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

(取扱い上の注意)

・ 開封後は、速やかに使用すること。

(専門的事項)

重要な基本的注意

・ 本剤は、第一次選択薬が無効である症例に限り使用すること。

・ 本剤の使用に当たっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、適応症の治療上必要な最小限の投与に止めること。

【薬理学的情報等】
(薬物動態)
コリスチン硫酸塩は、子牛、豚及びウサギへの経口投与において、腸管吸収されにくく、通常、組織及び血清中には検出されない。

(薬効薬理)
コリスチンはグラム陰性菌の外膜表面と結合した後、外膜を通過し、さらにその下の細胞膜に穴をあけることで細胞内のイオンやたん白等を細胞外に放出させて殺菌作用を示す。

【包装】
20kg

【製品情報お問い合わせ先】
共立製薬株式会社 学術
〒102-0073
東京都千代田区九段北一丁目11番5号
TEL:03-3264-7559

製造販売業者

 共立製薬株式会社
東京都千代田区九段南 1-6-5

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所(https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html) にも報告をお願いします。